

工事費内訳書、配置予定技術者名簿の提出について

建設工事の適正な履行を確保するため、次のとおり工事費内訳書及び配置予定技術者名簿等の提出をお願いします。

1. 対象となる建設工事

・ 配置予定技術者名簿

- (1) 建築一式工事以外 45,000千円以上
- (2) 建築一式工事 90,000千円以上

・ 工事費内訳書

金額にかかわらず、全ての案件

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

2. 工事費内訳書及び配置予定技術者名簿等の書式

・ 配置予定技術者名簿

伊勢崎市ホームページ（産業・入札・開発▶入札・契約▶入札・契約に関する要綱・要領・様式等）に掲載している「配置予定技術者名簿」の書式をダウンロードして、作成してください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

・ 工事費内訳書

- (1) 一般競争入札にあつては入札公告等ファイルに、指名競争入札にあつては発注図書に工事費内訳書が添付されている場合

- ・ 当該添付されている「工事費内訳書」の様式をダウンロードして、作成してください。伊勢崎市ホームページに掲載されている「工事費内訳書」は、使用しないでください。

- (2) 工事費内訳書が添付されていない場合

- ・ 伊勢崎市ホームページ（産業・入札・開発▶入札・契約▶入札・契約に関する要綱・要領・様式等）に掲載している「工事費内訳書」の書式をダウンロードして、作成してください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

3. 工事費内訳書及び配置予定技術者名簿の提出方法

(1) 配置予定技術者名簿

一般競争入札の場合は競争入札参加資格確認申請と同時に、指名競争入札の場合は別途指名通知に示す方法により、提出してください。

(2) 工事費内訳書

電子入札者は入札と同時に、ぐんま電子入札共同システムによりアップロード（提出）してください。紙入札者は入札書とともに封筒に入れ、契約検査課契約係窓口の入札箱に投函してください。

4. 工事費内訳書及び配置予定技術者名簿の作成・提出時の注意事項

(1) 上記「2. 工事費内訳書及び配置予定技術者名簿の書式」で指定した様式を使用してください。

(2) 一度提出された工事費内訳書の書換え、引換え、撤回はできません。

(3) 所在地、商号等、代表者の職名及び氏名の記入を忘れないでください。

なお、入札参加資格審査申請時に委任状を提出している場合は、当該委任状で指定した代理人を記入してください。

また、指定様式に所在地、商号等、代表者の職名及び氏名の記入欄がないものについては、表紙等の余白部分にこれら必要事項を記載してください。

(4) 日付は、入札する日若しくは提出する日を記入してください。開札日ではありません。

(5) 紙入札の場合のみ、入札書に使用したものと同一印を押印してください。なお、上部に捨印も押印してください。

(6) 「値引き ▲〇〇, 〇〇〇円」等の根拠が不明確となる記載は、しないでください。

(7) 端数処理をする場合は、諸経費等で調整してください。

(8) 電卓等を使用して、提出前に必ず再計算してください。

(9) 配置予定技術者名簿については、該当案件に適合する技術者であることをコリンズ（CORINS）登録されている技術者情報と照合して確認をしています。コリンズへ登録をされていない方を配置予定技術者とする場合は、配置予定技術者名簿の他に、資格証の写し、3ヶ月以上の継続雇用が確認できる書類を併せて添付して下さい。

(10) 資格に有効期限がある場合は、有効期限切れでないか確認をして下さい。

(11) 配置予定技術者となりうる国家資格等については、関係法令等をご確認の上、該当案件の業種に合致する資格となるようにして下さい。

(12) 配置予定技術者になる資格を「実務経験」とする場合は、経験年数が必要な年数となっているかご確認頂くとともに、経歴書に必要事項を記入・押印をして速やかに提出ができるよう整えておいて下さい。

(13) 内容に不明な点、疑義がある場合は、説明を求めることがあります。

※ 次の場合は、入札を無効とします。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書の金額と入札書金額が異なる場合
- (3) 工事費内訳書に記載すべき事項に漏れのある場合
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な場合